

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案  
に関する意見募集の結果について

令和8年2月13日  
こども家庭庁成育局保育政策課

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案について、令和7年12月26日（金）から令和8年1月24日（土）まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「令和7年度予算の編成等に関する建議」では、地域型保育事業の収支差率が突出して高いことが指摘されています。制度導入にあたっては、私立保育所や幼稚園との公平性を確保することを求めます。</li> <li>○ 本制度は、私立保育所等の運営に甚大な影響を及ぼす可能性があります。B型及びC型の全国展開に向けた検討する際には、明確かつ客観的な論拠を示していただくことを求めます。</li> <li>○ 3から5歳児については、空き定員が多い傾向にある地域が多い状況です。こうしたなかで、小規模保育事業において3から5歳児の受け皿を確保する意義について、合理的かつ客観的な理由をお示してください。</li> <li>○ 満3歳以上限定小規模保育事業に取り組まない場合、市町村において条例改正は必ずしも必要ないと理解しています。地域の実情に応じてそれぞれの自治体が判断することになると理解しますが、国の見解・基本的な考え方を示してください。</li> <li>○ 改正される条文は、従うべき基準ですか。それとも参酌する基準ですか。参酌する基準の場合、どのような内容を参酌する必要がありますか。</li> </ul>	<p>1点目及び2点目について 御意見として承ります。</p> <p>3点目について 満3歳以上限定小規模保育事業については、平成29年より国家戦略特区における特例措置として実施していたところ、これまで特段の弊害等が確認されていないこと、また、満3歳以上限定小規模保育事業の創設により、例えば、集団生活を過ごすことが苦手なこどもなどの多様なニーズに対応した保育提供体制の整備の選択肢となり得るなど、保育の選択肢を広げる観点から意義があること等を踏まえ全国展開することとしました。</p> <p>4点目について 各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の条例で定める基準及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第46条第2項の条例で定める基準について、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正を行うことが必要です。</p>

		<p>5 点目について 改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 1 条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 1 条をご参照ください。</p>
2	<p>1. 満 3 歳以上限定小規模保育事業を実施するか否かは、それぞれの自治体が判断することになりますか。それとも、民間事業者が独自の判断で実施することは可能ですか。</p> <p>2. 「集団保育の提供のための配慮」とありますが、具体的にどのようなことに取り組めば「配慮」したことになりますか。</p> <p>3. 満 3 歳以上限定小規模保育事業に取り組まない場合、自治体による条例改正は不要ですか。</p>	<p>1 について 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）による改正後の児童福祉法第 34 条の 15 の規定に基づき、満 3 歳以上限定小規模保育事業に関して、国、都道府県及び市町村以外の者が認可申請を行った場合は、その申請が条例で定める基準に適合していると認めるときは、認可をする必要があります。</p> <p>ただし、各市町村において、子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項の規定により定められた同条第 2 項第 1 号に定める利用定員の総数が、同法第 61 条第 2 項第 1 号口の必要利用定員総数に既に達しているか、又は申請のあった満 3 歳以上限定小規模保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、認可をしないことができます。</p> <p>2 について お尋ねについては、通知等でお示しすることを予定しております。</p> <p>3 について 各市町村において、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の条例で定める基準及び子ども・子育て支援法第 46 条第 2 項の条例で定める基準について、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正を行うことが必要です。</p>
3	<p>(1) 地方公共団体の条例に影響すると思いますが、条例改正は義務付けですか？</p> <p>(2) 市町村こども計画には、どのような内容を記載すればよいですか？</p>	<p>(1) について 各市町村において、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の条例で定める基準及び子ども・子育て支援法第 46 条第 2 項の条例で定める基準について、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正を行うことが必要です。</p>

		<p>(2) について</p> <p>市町村こども計画においては、直接的に満3歳以上限定小規模保育事業の記載を求めてはおりませんが、当該計画と一体的に策定されることもできるとされている、市町村子ども・子育て支援事業計画における満3歳以上限定小規模保育事業の記載については、児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について」（令和7年9月29日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）等を踏まえ、適切にご対応ください。</p>
--	--	---

その他1件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。